1. 評価対象	事務事業	シート作成日 平成25年7月11日		
事業名	人権相談事業	担当課・係名	町民課 町民協働係	
総合計画実施計画事業 (認定番号・事業名)	_	事業番号	29	
行革大綱実施計画事業 (細目コード・事業名)	_	事業開始年度	_	

2. 事業の概要

2.	事 🧵	業の概要	<u>된</u>								
(何		的とめに)	円滑で住み良い町民生活を営めるよう、相談窓口を設けて相談業務の実施。人権擁護委員の運営。								
(誰	対象 (誰を・何を)										
大内容 憲法で保障されている人権の侵害について人権擁護委員が行う「人権相談」を実施する。(毎月第3木曜日) 平成25年度は、全国的に一定水準の啓発活動を確保する必要や、地域に密着したきめ細かい啓発活動を行い、 より質の高い啓発効果を出すため、国からの委託事業として、大磯町がラッピングバスの運行を担当する。											
根拠法令・条例等人権擁護委員法											
執行体制 □ 町職員実施 ■ 一部委託あり □ 全部委託 □ その他							その他				
				単位	平成23年度 (決算)		² 成24年度 決算見込)	Σ	P成25年度 (予算)		
	直接事業費 (a)			(a)	千円	74		74		1, 230	
		国庫3	国庫支出金								
		県支出金			千円					1, 155	
事		起債	t		千円						
事業費		その他	<u>b</u>		千円						
賀		一般財源			千円	74		74		75	
	職員人数(概算職員数)			[職員数]	人					0. 13	
	人 件 費 計 (b)			(b)	千円					606	
	総事業費 (a)+(b)				千円	74		74		1, 836	
					動委託料 交付金	斗:1,155千円、西湘二 :13千円	宮人権持	瘫護委員協議会	負担金	: 62千円、人権	
Н	25	年度									

3. 指標値の推移

各種指		実績と見込み、目標 指 標 名)	単位	平成23年度 (実績値)	平成24年度 (実績値)	平成25年度 (見込み又は計画値)
対象指標	1	全町民	人	33, 529	33, 322	33, 263
(対象者数等)	2					
活動指標	1	人権相談開催数		12	12	12
(活動量)	2					
成果指標 (達成度等)	1	相談人数	人	2	3	5
	2					

4 事務事業の評価

	ナジナベ	/							
安当性・実施	中长之什		■ 妥当 □ おおむれ	3妥当 □ 変更の必要あ	り 口 その他				
	・実施主体 は妥当か	理由	人権擁護委員は、人権擁護委員 当であると考える。	法に基づき法務大臣の委嘱	属による公職であり、主体は妥				
	D++ 7 (0)		■ 妥当 □ おおむれ	ュ <mark>妥当</mark> □ <mark>改善の必要あ</mark>	<mark>り</mark> □ その他				
	・実施手段 は妥当か	理由	個室を利用して専門の相談員が相	談できる体制であり、妥当	当であると考える。				
	・意図した		□ <mark>得られている</mark> ■ おおむね得	られている □ 得られていな	:い □ その他				
成 成果が得ら 果 れている か。		理由	基本的人権が侵犯されることないよう人権擁護に努め、相談者の悩みを適切に解決できるよう相談業務を実施しており、成果は上がっていると考える。						
	・コストに		■ <mark>効率的 □ おおむ</mark>	□ 非効率	□ その他				
効率	対して効率的か	理由	定期的に相談が出来る現在の体制は、おおむね効率的であると考える。						
性	・コストの		□ <mark>図った</mark> □ 図られ ⁻	Cいない 図る余地は無	い 口 その他				
	削減等を 図ったか	理由	必要最小限で行っている。						
			A 妥当性、成果、効率性はおおむれ	良いが、改善の余地がある	評価理由				
担当課による			B 事業の一部見直しが必要 定期的に開催され、専門の相談 談できる現在の状況は、町民が利						
	評価		C 事業の抜本的な見直しが必要 やすい状況であり、現状のまま継ることが望ましいが、人権啓発に						
D 事業継続の必要性が低い(休」				止・廃止) 。	る所管が庁内で分担しているため改善 D余地も考えられる。				
A A A									
5. 改革・改善の方向性 (平成 26 年度以降)									
① 改革・改善への取り組み									
庁内の担当所管の一本化。									
② 平成26年度に着手する事項									
毎月第3木曜日を人権相談日として開設しているが、相談者は年間で数名である。									
特設相談や訪問相談及び人権週間などを利用して周知を図る。 									
③ その他 (課題、調整事項等)									

6. 平成26年度事業への取組み状況(改善内容等)

定例相談の継続実施、大磯町内の行事等における特設相談所の開設を行い相談者の利用しやすい状 況を引き続きつくる。

人権相談の存在を広く周知していくため、啓発チラシや啓発物品の配布を行うキャンペーン活動を 実施する。 人権擁護委員の能力向上を支援するため、研修等へ参加しやすい環境づくりに努める。